

# 学校施設開放事業

## (北九州市教育委員会指導第二課の主要事業)

### ★学校施設開放事業

地域スポーツの普及及び児童の安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の施設を市民に開放します。

#### 《遊び場開放》

小学校の運動場または体育館を当該小学校の校区内の児童の遊び（児童（教育委員会が必要があると認めるときは、校区内外の児童を含む。）の団体が行うスポーツを含む。）の場として開放します。

北九州市立小学校129校で開放しています。

#### 《スポーツ開放》

小学校または中学校の運動場、体育館を成人及び勤労青少年の団体が行うスポーツの場として、中学校の武道場を成人及び青少年の団体が行う武道の場として開放します。

#### ◆夜間体育館

北九州市立小学校と中学校184校で開放しています。

#### ◆夜間運動場

北九州市立中学校7校で開放しています。

#### ◆夜間武道場

北九州市立中学校17校で開放しています。

遊び場開放・スポーツ開放についてのお問い合わせは、  
各区のコミュニティ支援課へ（P17～P18に問合せ先を掲載しています。）